

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たる日は、その翌日)

目 次

◇条 例 鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

条 例

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十四号

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

(鳥取県行政財産使用料条例の一部改正)

第一条 鳥取県行政財産使用料条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第七号)

の一部を次のように改正する。

別表の一の1の表中「六九五円」を「八六五円」に、「七〇五円」を

「八二〇円」に、「四三〇円」を「五〇〇円」に、「一一〇円」を「一

三〇円」に、「四二一元」を「五二四円」に、「四二七円」を「四九六

円」に、「二六〇円」を「三〇三元」に、「六六円」を「七八円」に、

「一、三九〇円」を「一、七三〇円」に、「一、四一〇円」を「一、六

四〇円」に、「八六〇円」を「一、〇〇〇円」に、「二二〇円」を「二

六〇円」に、「一三四円」を「一六七円」に、「一三六円」を「一五八

円」に、「八三三円」を「九六円」に、「二〇円」を「二四円」に、「一

六八円」を「二〇九円」に、「一七〇円」を「一九八円」に、「一〇四

円」を「一一一元」に、「二六円」を「三一円」に、「二二〇円」を「

二六二元」に、「二一三元」を「二四八円」に、「一三〇円」を「一五

一元」に、「三三元」を「三九円」に改める。

別表の一の2の表中「七五〇円」を「九五二元」に、「一四二元」を

「一六四円」に、「二二〇円」を「二七二元」に、「四八円」を「五八

円」に、「一六三元」を「一九八円」に、「四四円」を「五一円」に、

「一九円」を「二三円」に、「八円」を「九円」に改める。

(鳥取県軍歴証明手数料条例の一部改正)

第二条 鳥取県軍歴証明手数料条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「三百円」を「四百円」に改める。

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「二、一七五円」を「二、七〇〇円」に改める。

別表第三中「八八、九五〇円」を「九一、〇五〇円」に、「八七、九五〇円」を「九〇、〇五〇円」に、「八九、九五〇円」を「九二、〇五〇円」に改める。

(ふぐの取扱等に関する条例の一部改正)

第四条 ふぐの取扱等に関する条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「五千円」を「八千八百円」に改め、同条第二号及び第三号中「千五百円」を「千八百円」に改め、同条第四号から第七号までの規定中「六百円」を「八百円」に改める。

(鳥取県魚介類行商条例の一部改正)

第五条 鳥取県魚介類行商条例(昭和四十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「六百円」を「九百円」に改め、同条第二号中「三百円」を「四百五十円」に改める。

(保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部改正)

第六条 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「保健所」の下に「、食肉衛生検査所」を加える。
第二条中「業務又は」を「業務、食肉衛生検査所において行う業務又は」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分	金 額
一 予防接種 B C G 経皮接種	一人一回につき 三〇〇円
二 歯科診療 弗化ナトリウム又は燐酸弗化ナトリウム塗布	一人一回につき 七〇円
(一) 簡易塗布法	一人一回につき 一四〇円
(二) イオン・トレー法	
三 環境衛生試験	
1 室内環境試験	
(一) 空気試験	
(1) 検知管法によるもの	一成分につき 三五〇円
(2) その他のもの	一成分につき 九〇〇円
(三) じんあい成分試験	一成分につき 三、〇〇〇円
(四) じんあい量測定	一測点につき 三五〇円
(四) 落下細菌数測定	一測点につき 五〇〇円
(四) 照度、紫外線等測定	一測点につき 三五〇円
2 大気試験	
(一) 大気中ガス試験	
(1) 検知管法によるもの	一成分につき 三五〇円
(2) 二酸化鉛法又はガス吸収法によるもの	一成分につき 一、六〇〇円
(3) その他のもの	一成分につき 四、九〇〇円
(二) 降下ばいじん又は粉じん成分試験	一成分につき 一、六〇〇円
(三) 降下ばいじん又は粉じん量測定	一測点につき 五〇〇円

<p>四 ばい煙測定</p> <p>(四) 悪臭物質測定</p> <p>(1) 比色法によるもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>3 騒音又は振動測定</p> <p>(一) 周波数測定</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>四 水質試験</p> <p>1 飲用水</p> <p>(一) 一般試験</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(二) 成分試験</p> <p>(1) 定性試験</p> <p>(2) 定量試験</p> <p>(三) 簡易水道用水又は上水道用水試験</p> <p>(1) 全項目試験</p> <p>(2) 定例試験</p> <p>2 下水、河川水等</p> <p>(一) 成分試験</p> <p>(1) 定性試験</p> <p>(2) 定量試験</p> <p>ア 簡易なもの</p> <p>イ 複雑なもの</p> <p>(二) 細菌学的検査</p>	<p>一成分につき 四、五〇〇円</p> <p>一成分につき 二、二〇〇円</p> <p>一成分につき 六、一〇〇円</p> <p>一測点につき 四八〇円</p> <p>一測点につき 三五〇円</p> <p>一件につき 一、八〇〇円</p> <p>一件につき 一、一〇〇円</p> <p>一成分につき 三五〇円</p> <p>一成分につき 六四〇円</p> <p>一件につき 一三、五〇〇円</p> <p>一件につき 二、二〇〇円</p> <p>一成分につき 三五〇円</p> <p>一成分につき 四五〇円</p> <p>一成分につき 一、六〇〇円</p> <p>一件につき 一、六〇〇円</p>
<p>3 浴水</p> <p>(一) 理化学的試験</p> <p>(二) 細菌学的検査</p> <p>五 食品衛生試験</p> <p>1 食品成分規格試験(食品残留農薬試験を除く。)</p> <p>(一) 乳</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(二) 乳製品</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>ア 加糖練乳、加糖脱脂練乳又は加糖粉乳</p> <p>イ その他のもの</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(三) 清涼飲料水又は粉末清涼飲料</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>四 その他の食品</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>2 食品残留農薬試験</p> <p>(一) 成分規格試験</p> <p>(二) その他の試験</p> <p>(1) 砒素、鉛又はカドミウム</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>一件につき 六〇〇円</p> <p>一件につき 四六〇円</p> <p>一件につき 一、七〇〇円</p> <p>一件につき 一、二〇〇円</p> <p>一件につき 四、二〇〇円</p> <p>一件につき 二、四〇〇円</p> <p>一件につき 一、六〇〇円</p> <p>一件につき 四、九〇〇円</p> <p>一件につき 一、二〇〇円</p> <p>一件につき 五、六〇〇円</p> <p>一件につき 一、二〇〇円</p> <p>一件につき 二四、三〇〇円</p> <p>一成分につき 二、〇〇〇円</p> <p>一成分につき 九、四〇〇円</p>

<p>六 鉱泉又は温泉試験</p> <p>1 ラドン測定</p>	<p>一件につき 二、七〇〇円</p>
<p>6 おもちや又は洗淨剤試験</p> <p>(一) 成分規格試験</p> <p>(二) その他の試験</p>	<p>一件につき 九、八〇〇円</p> <p>一成分につき 四、一〇〇円</p>
<p>(三) 化学的試験</p> <p>(四) 細菌学的検査</p>	<p>一成分につき 一、三〇〇円</p> <p>一件につき 一、二〇〇円</p>
<p>5 器具又は容器包装試験</p> <p>(一) 規格基準試験</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>一件につき 一三、五〇〇円</p> <p>一件につき 四、九〇〇円</p> <p>一件につき 七二〇円</p>
<p>(一) 物理的試験</p>	<p>一件につき 七二〇円</p>
<p>(二) 複雑なもの</p>	<p>一成分につき 七、〇〇〇円</p>
<p>4 添加物試験</p> <p>(一) 成分規格試験</p> <p>(二) 使用基準試験</p>	<p>一件につき 七、八〇〇円</p>
<p>(1) 簡易なもの</p>	<p>一成分につき 二、三〇〇円</p>
<p>(2) 複雑なもの</p>	<p>一成分につき 七、〇〇〇円</p>
<p>3 食品一般試験</p> <p>(一) 理化学的試験</p> <p>(1) 定性試験</p> <p>(2) 定量試験</p>	<p>一成分につき 一、〇〇〇円</p> <p>一成分につき 二、二〇〇円</p> <p>一件につき 一、二〇〇円</p>
<p>(二) 細菌学的検査</p> <p>(三) 栄養成分定量試験</p> <p>(四) ビタミン定量試験</p> <p>(五) 混入異物試験</p>	<p>一成分につき 一、五〇〇円</p> <p>一成分につき 六、四〇〇円</p> <p>一件につき 二、六〇〇円</p>
<p>2 定性試験</p>	<p>一件につき 七、八〇〇円</p>
<p>7 放射能試験</p> <p>1 空間線量測定</p> <p>2 全放射能測定</p> <p>八 薬品試験</p> <p>1 公定書規格試験</p> <p>2 定性試験</p> <p>3 定量試験</p> <p>九 衛生材料又は医療用具規格試験</p> <p>十 化粧品試験</p> <p>1 原料基準規格試験</p> <p>2 定性試験</p> <p>3 定量試験</p> <p>11 ウイルス検査</p> <p>分離同定検査</p> <p>12 その他の試験又は検査</p> <p>13 文書</p> <p>1 診断書</p> <p>2 試験成績書</p> <p>(一) 鉱泉又は温泉試験成績書</p> <p>(二) その他の試験成績書</p> <p>3 証明書</p>	<p>一件につき 四、九〇〇円</p> <p>一件につき 二一、〇〇〇円</p> <p>一件につき 三五〇円</p> <p>一件につき 三五〇円</p> <p>一件につき 三、八〇〇円</p> <p>一件につき 一六、八〇〇円</p> <p>一成分につき 一、二〇〇円</p> <p>一成分につき 三、〇〇〇円</p> <p>一件につき 一一、五〇〇円</p> <p>一件につき 一一、三〇〇円</p> <p>一成分につき 一、二〇〇円</p> <p>一成分につき 三、四〇〇円</p> <p>一種目につき 六、四〇〇円</p> <p>その都度知事が定める額</p> <p>一通につき 三五〇円</p> <p>一通につき 三五〇円</p> <p>一通につき 三五〇円</p> <p>一通につき 三五〇円</p>

(鳥取県興行場法施行条例の一部改正)

第七条 鳥取県興行場法施行条例(昭和五十九年七月鳥取県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「一万三千元」を「一万四千元」に、「四千五百円」を「五千円」に改める。

(鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行条例の一部改正)

第八条 鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行条例(昭和五十九年七月鳥取県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「一万二千元」を「一万四千元」に改め、同条第二号中「一万九千元」を「二万千元」に改め、同条第三号中「六千元」を「六千六百元」に改める。

(鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第九条 鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「千五百円」を「二千元」に改める。

第十一条第二項中「六千六百元」を「七千三百円」に改める。

別表第一の一の表中「二千七百五十円」を「二千七百元」に改める。

別表第一の三の表鳥取県立厚生病院の項を次のように改める。

鳥取県立厚生病院	個	室	一床一日につき	三千三百円
----------	---	---	---------	-------

(鳥取県立歯科衛生専門学校)の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十条 鳥取県立歯科衛生専門学校)の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「六千八百元」を「六千八百元」に改める。

第五条第二項中「千五百円」を「二千元」に改める。

(鳥取県立健康増進センター)の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十一条 鳥取県立健康増進センター)の設置及び管理に関する条例(昭和五十年七月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「二、六〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、八〇〇円」に改める。

(鳥取県工業試験場手数料条例の一部改正)

第十二条 鳥取県工業試験場手数料条例(昭和三十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区	分	手数料の額
一 分析	1 定性分析	
	(一) 一般定性分析	一成分につき 七〇〇円
	(二) 特殊定性分析	
	(1) エックス線マイクロアナライザによる分析	一成分につき 一、七〇〇円
	(2) その他の分析	一成分につき 一、四〇〇円
	2 定量分析	
	(一) 醸造用水の分析	一件につき 四、四〇〇円
	(二) 工業用排水の分析	
	(1) 透視度又は臭気度の分析	一件につき 五〇〇円
	(2) 規格分析	一件につき 五、二〇〇円
	(3) その他の分析	一件につき 五、五〇〇円

二 試験	
<p>(三) 金属の分析</p> <p>(1) 鉄鋼の分析</p> <p>イ 炭素、硅素、マンガン、 燐又は硫黄</p> <p>ロ その他の成分</p> <p>(2) 非鉄金属の分析</p> <p>四 その他の分析</p> <p>(1) 一般定量分析</p> <p>(2) 特殊定量分析</p> <p>1 酒類関係の試験</p> <p>(一) 酵母の培養試験</p> <p>(二) 計器の比較補正試験</p> <p>2 紙の試験</p> <p>(一) 引張試験</p> <p>(二) 破裂試験</p> <p>(三) 引裂試験、耐折試験又は柔軟度試験</p> <p>(四) 組成試験</p> <p>3 コンクリート又はコンクリート製品の試験</p> <p>4 窯業原料又は窯業製品の試験</p> <p>(一) 規格試験</p> <p>(二) 耐火度試験</p> <p>(三) 焼成試験</p> <p>5 木質材料又は木製品の試験</p> <p>(一) 材料の強度試験</p>	<p>一成分につき 一、三〇〇円</p> <p>一成分につき 二、一〇〇円</p> <p>一成分につき 二、四〇〇円</p> <p>一成分につき 一、三〇〇円</p> <p>一成分につき 二、五〇〇円</p> <p>一件につき 一、六〇〇円</p> <p>一件につき 二〇〇円</p> <p>一件につき 九〇〇円</p> <p>一件につき 四〇〇円</p> <p>一件につき 八〇〇円</p> <p>一件につき 五〇〇円</p> <p>一件につき 五〇〇円</p> <p>一件につき 二〇〇円</p> <p>一件につき 二、七〇〇円</p> <p>一件につき 三、五〇〇円</p> <p>一件につき 五〇〇円</p>
<p>(二) 接着強度試験</p> <p>(三) 塗膜試験</p> <p>(四) 環境試験</p> <p>(五) 構造物の強度試験</p> <p>(六) 着色試験</p> <p>6 金属の試験</p> <p>(一) 引張試験、曲げ試験又は圧縮試験</p> <p>(1) 油圧型試験機によるもの</p> <p>(2) インストロン型試験機によるもの</p> <p>イ 高温試験</p> <p>ロ 常温試験</p> <p>ハ 低温試験</p> <p>(一) 抗折試験</p> <p>(二) 衝撃試験</p> <p>(三) 硬度試験</p> <p>(四) 疲労試験</p> <p>(五) 摩耗試験</p> <p>(六) エリクセン試験</p> <p>(七) 非破壊試験</p> <p>(1) 磁気探傷試験</p> <p>(2) 超音波探傷試験</p> <p>(3) エックス線透過試験</p> <p>(四) 表面処理試験</p>	<p>一件につき 一、一〇〇円</p> <p>一件につき 九〇〇円</p> <p>一時間につき 四〇〇円</p> <p>一件につき 九〇〇円</p> <p>一件につき 九〇〇円</p> <p>一件につき 八〇〇円</p> <p>一件につき 四、三〇〇円</p> <p>一件につき 九〇〇円</p> <p>一件につき 四、三〇〇円</p> <p>一件につき 三〇〇円</p> <p>一件につき 八〇〇円</p> <p>一件につき 八〇〇円</p> <p>一件につき 八〇〇円</p> <p>一件につき 九〇〇円</p> <p>一件につき 二、五〇〇円</p> <p>一件につき 九〇〇円</p> <p>一件につき 三〇〇円</p> <p>一件につき 八〇〇円</p> <p>長さ一メートル幅一〇センチメートルにつき 二、三〇〇円</p> <p>一件につき 三、〇〇〇円</p>

四 加工	三 測定	
<p>3 木材の加工</p> <p>(一) だばの製造</p> <p>(二) ならい彫刻機による加工</p>	<p>1 色の測定</p> <p>2 金属の精密測定</p> <p>(一) 長さ又は角度の測定</p> <p>(二) 表面の粗さ又は形状の測定</p> <p>(三) 三次元測定機による測定</p> <p>(四) めつき厚さ測定</p> <p>(1) 電解式膜厚計によるもの</p> <p>(2) 顕微鏡によるもの</p> <p>3 機械の振動又は騒音の測定</p> <p>4 その他の測定</p> <p>1 紙葉の製造</p> <p>2 刃物の研磨</p> <p>(一) 機械かんな刃</p> <p>(二) スライサー刃</p>	<p>(1) 塩水噴霧試験</p> <p>(2) 促進耐候性試験</p> <p>(3) めつき付着量試験</p> <p>7 繊維製品の試験</p> <p>(一) 引張試験</p> <p>(二) 収縮率試験</p> <p>(三) 染色堅牢度試験</p> <p>8 その他の試験</p> <p>一件につき 一、二〇〇円</p> <p>一件につき 一、六〇〇円</p> <p>一件につき 一、九〇〇円</p> <p>一件につき 一、四〇〇円</p> <p>一件につき 一、三〇〇円</p> <p>一件につき 一、四〇〇円</p> <p>その都度知事が定める額</p> <p>一件につき 五〇〇円</p> <p>一件につき 一、一〇〇円</p> <p>一件につき 一、一〇〇円</p> <p>一件につき 一、四〇〇円</p> <p>一件につき 五〇〇円</p> <p>一件につき 二、五〇〇円</p> <p>一件につき 二、一〇〇円</p> <p>その都度知事が定める額</p> <p>一件につき 二、一〇〇円</p> <p>一枚につき 五〇〇円</p> <p>一枚につき 二、五〇〇円</p> <p>一時間につき 一、〇〇〇円</p> <p>一時間につき 二、一〇〇円</p>
<p>(3) その他の染料による染色</p> <p>イ 淡色</p>	<p>6 織物の加工</p> <p>(一) 精錬</p> <p>(二) 染色</p> <p>(1) 綿糸又は綿布</p> <p>(2) その他の糸又は布</p> <p>(1) 硫化染料、酸性染料、塩基性染料又は直接染料による染色</p> <p>イ 淡色</p> <p>ロ 中色</p> <p>ハ 濃色</p> <p>(2) 媒染染料による染色</p> <p>イ 淡色</p> <p>ロ 中色</p> <p>ハ 濃色</p>	<p>(一) 人工乾燥</p> <p>4 金属の加工</p> <p>(一) 普通旋盤、高速切断機又は形削盤による加工</p> <p>(二) フライス盤による加工</p> <p>(三) 研削盤による加工</p> <p>5 溶接</p> <p>(一) 交流アーク溶接</p> <p>(二) 直流アーク溶接</p> <p>一件につき 二、二〇〇円</p> <p>一時間につき 二、一〇〇円</p> <p>一時間につき 二、一〇〇円</p> <p>一時間につき 一、八〇〇円</p> <p>一時間につき 一、六〇〇円</p> <p>一時間につき 二、一〇〇円</p> <p>一時間につき 一、六〇〇円</p> <p>一キログラムにつき 六〇〇円</p> <p>一キログラムにつき 八〇〇円</p> <p>一キログラムにつき 一、〇〇〇円</p> <p>一キログラムにつき 一、三〇〇円</p> <p>一キログラムにつき 一、三〇〇円</p> <p>一キログラムにつき 一、〇〇〇円</p> <p>一キログラムにつき 一、〇〇〇円</p> <p>一キログラムにつき 一、〇〇〇円</p> <p>一キログラムにつき 六〇〇円</p> <p>一キログラムにつき 六、二〇〇円</p>

五 写 真	7 その他の加工	一キログラムにつき 六、八〇〇円
1 顕微鏡写真	その都度知事が定める額	一、二〇〇円
2 電子顕微鏡写真	一枚につき	二、五〇〇円
3 その他の写真	一枚につき	四、三〇〇円
六 デザイン	1 平面デザイン	その都度知事が定める額
2 立体デザイン	一時間につき	一、六〇〇円
七 研 究	各種研究	その都度知事が定める額
八 証 明 書	各種証明書	一通につき
		三五〇円

(鳥取県食品加工研究所手数料条例の一部改正)
第十三条 鳥取県食品加工研究所手数料条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区	分	金 額
一 分 析	1 定性分析	一成分につき 七〇〇円
	(一) 一般定性分析 (二) 特殊定性分析	一成分につき 一、七〇〇円
	2 定量分析	一成分につき 一、二〇〇円
	(一) 一般定量分析 (二) 特殊定量分析	一成分につき 六、五〇〇円
	(1) ビタミンの分析	

二 試 験	1 防ばい試験、貯蔵試験又は吸湿試験	一件につき	五、五〇〇円
	2 酵素試験又は微生物試験	一件につき	四、五〇〇円
	3 その他の試験	その都度知事が定める額	八〇〇円
三 測 定	1 水素イオン濃度、融点又は粘度の測定	一件につき	二、一〇〇円
	2 細菌数の測定	一件につき	五〇〇円
	3 その他の測定	その都度知事が定める額	三五〇円
四 研 究	各種研究		
五 証 明 書	各種証明書	一通につき	三五〇円

(鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部改正)
第十四条 鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。
第五条第二項中「六千円」を「九千円」に改める。
(鳥取県簡検定手数料等徴収条例の一部改正)

第十五条 鳥取県繭検定手数料等徴収条例（昭和二十一年六月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「千五百円」を「二千円。」に、「第二条に定める項目以外のもの、対千メートル落緒回数、平均織度、織度偏差、織度最大偏差、糸条斑平均点、糸条斑劣等点、大中節、屑物量歩合、死ごもり繭歩合及び歩掛等」を「第二条第一項各号に掲げる項目以外の項目」に、「五百円」を「七百円」に改め、同条第三号中「千五百円」を「二千円」に改め、同条第四号中「二十円」を「三十円」に改め、同条第六号中「二百円」を「三百五十円」に改める。

（鳥取県農業試験場手数料条例の一部改正）

第十六条 鳥取県農業試験場手数料条例（昭和五十年三月鳥取県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「千五百円」を「一、四〇〇円」に、「千七百円」を「二、二〇〇円」に、「九百円」を「一、二〇〇円」に、「二千三百円」を「三、〇〇〇円」に、「一万千円」を「一四、三〇〇円」に、「七百円」を「九〇〇円」に、「一万四千円」を「一八、二〇〇円」に、「六百円」を「八〇〇円」に、「四百円」を「五〇〇円」に、「千五百円」を「二、〇〇〇円」に、「三百円」を「三五〇円」に改める。

（鳥取県木材業者及び製材業者登録条例の一部改正）

第十七条 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「千五百円」を「二千円」に改める。

（鳥取県林業改良指導員資格試験条例の一部改正）

第十八条 鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和三十三年四月鳥取県

条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「二千円」を「二千六百円」に改める。

（鳥取県屋外広告物条例の一部改正）

第十九条 鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第三項中「二千円」を「三千円」に改める。

別表第四の表中「三〇〇円」を「三五〇円」に、「五〇〇円」を「六〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、四〇〇円」に、「一、四〇〇円」に、「一、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、四〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「四、四〇〇円」を「五、二〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「三五、〇〇〇円」に、「六〇、〇〇〇円」を「七〇、〇〇〇円」に改める。

（鳥取県都市公園条例の一部改正）

第二十条 鳥取県都市公園条例（昭和五十四年十月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の表中「二二〇円」を「五二〇円」に、「九三〇円」を「一、〇一〇円」に、「五〇五円」を「八六五円」に、「二九五円」を「五二〇円」に、「四五五円」を「一〇五円」に、「九〇円」を「二一〇円」に、「四〇〇円」を「九四〇円」に、「六九〇円」を「一、七三〇円」に、「五五円」を「一三〇円」に、「二〇〇円」を「三二〇円」に改める。

（県立学校授業料徴収条例の一部改正）

第二十一条 県立学校授業料徴収条例（昭和二十二年十二月鳥取県条例第

三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

授業料の年額は、次のとおりとする。

区 分	金 額	
	全日制の課程	八二、八〇〇円
定時制の課程	一四、四〇〇円	
専攻科	一〇三、二〇〇円	
県立幼稚園	六〇、〇〇〇円	

第三条第三項中「専攻科の授業料は」を「専攻科の授業料は、」に改め、同項の表中「四万六千五百円」を「五一、六〇〇円」に改める。

(鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部改正)

第二十二条 鳥取県通信教育受講料徴収条例(昭和二十三年六月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百九十円」を「二百十円」に改める。

(鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)
第二十三条 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十二年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「四〇〇円」を「五〇〇円」に、「二〇〇円」を「二五〇円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「青年」とは、満二十五歳未満の者及び青年団その他教育委員会が定める団体が利用する場合における当該

団体の構成員をいう。

(鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十四条 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和四十七年七月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「三〇〇円」を「四〇〇円」に、「五〇〇円」を「七〇〇円」に、「一〇〇円」を「一三〇円」に、「二〇〇円」を「三〇〇円」に、「八〇〇円」を「一〇〇〇円」に改める。

(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十五条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十一年三月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表鳥取県営米子弓道場の項を削る。

第五条の表鳥取県営米子弓道場の項を削る。

別表第一の一の表を次のように改める。

区 分	金 額	
	貸切りの場合	貸切りでない場合
柔剣道場	一人一日につき 四〇〇円	一人一日につき 一〇〇〇円
補助道場	一人一月につき 四〇〇円	一人一月につき 一、〇〇〇円
弓道場	一人一月につき 四〇〇円	一人一月につき 一、〇〇〇円
会議室	一時間につき 二〇〇円	

鳥取県警 倉吉武道館		鳥取県警 米子武道館	
柔道場	剣道場	柔道場	剣道場
一時間につき 八〇〇円		一時間につき 四〇〇円	
一人一日につき 四〇〇円	一人一月につき 四〇〇〇円	一人一日につき 四〇〇円	一人一月につき 四〇〇〇円
一人一日につき 一〇〇〇円	一人一月につき 一〇〇〇〇円	一人一日につき 一〇〇〇円	一人一月につき 一〇〇〇〇円

別表第一の二の表中「六〇〇円」を「八〇〇円」に、「八〇〇円」を「一、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、三〇〇円」に改める。

別表第三の一の表中「二、〇〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「一〇〇円」を「一三〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「一五〇円」を「七〇円」に改める。

(鳥取県警察証明手数料条例の一部改正)

第二十六条 鳥取県警察証明手数料条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「千円」を「千二百円」に、「三百円」を「三百五十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第九条中別表第一の三の表の改正規定は、同年五月一日から施行する。

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に看護婦等養成施設に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、第九条の規定による改正後の鳥取県営病院事業の設置等に関する

する条例第十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鳥取県立歯科衛生専門学校)の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日の前日に鳥取県立歯科衛生専門学校に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、第十条の規定による改正後の鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日の前日に鳥取県立農業大学の養成課程に在籍していた者で施行日以後引き続き在籍するものに係る授業料の額は、第十四条の規定による改正後の鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例第五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(県立学校授業料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日の前日に県立高等学校(通信制の課程を除く。以下同じ。)に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額及び専攻科の授業料の納付の方法は、第二十一条の規定による改正後の県立学校授業料徴収条例第二条第一項及び第三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 施行日以後において、県立高等学校に編入学、再入学、転入学又は転籍をした者に係る授業料の額は、当該者の属する学年に在学する者に係る授業料の額と同額とする。